募集対象　市内在住の方以外も応募いただけます。

豊中市の都市景観形成に寄与していると認められる建物等や活動で次に掲げるものとします。
①豊中市内の建物等（建築物、工作物、広告物等）で、法令に適合しかつ、過去に当該賞を受賞していないもの。なお、豊中市の所有する建物等は、対象外とします。
②豊中市の景観形成に係る市民・事業者等の活動で、概ね３年以上継続されているもの。なお、過去に当該賞を受賞した団体でも、異なる内容の活動は、対象とします。

応募要領

①専用応募用紙、または任意の用紙に必要事項を記入し、写真と共に、郵送、持参、電子メールで応募してください。（はがきや電話、FAXによる応募は不可とします。）
②必要事項（赤字は必須）
【建物等の場合】
所在地、物件名、所有者、設計者、施工者
【活動の場合】
活動内容、活動場所、活動団体名
【共通事項】
応募者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、募集を知った媒体
推薦理由（景観として優れている点）
市主催の景観に関するイベント等の案内希望の「有・無」
③写真
概ね１年以内に撮影されたもの
サービスサイズからA5判まで（データの場合は1MBまで）のもので２枚以内
※中面下段に応募の際の留意事項を記載しています。

選考基準

①建物等に係る選考基準
○意匠、形態等のデザイン性に優れ、周辺の雰囲気や景観をリードしているもの
○周辺の自然やまちなみとの調和に優れているもの
○CO_2削減等の地球環境への配慮により優れた景観が形成されているもの
○建物等の竣工後の適切な管理により、地域固有の景観形成に寄与しているもの
○適切な修復等が施された建物等で、歴史的・文化的な趣の高いもの
○その他、豊中市都市デザイン賞の趣旨にかなうもの
②活動に係る選考基準
○地域の景観づくりへの貢献度が高いもの
○その他、豊中市都市デザイン賞の趣旨にかなうもの

選考

①選考基準に基づいて、都市景観・屋外広告物審議会で選考を行い、市長が最終決定します。
②市長表彰
建物等の所有者・設計者・施工者・活動団体等を表彰します。（平成29年１月予定）

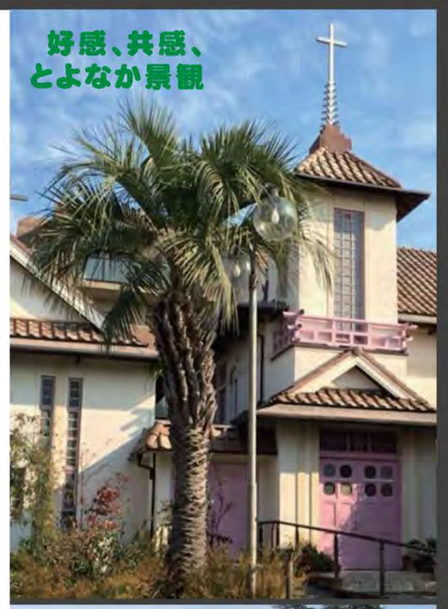

お気に入りの「まちなみ」「風景」を再発見
豊中まちなみ市民賞
第1回

豊中市都市デザイン賞
第8回

すてきな「建物」「活動」を表彰

まもり、つくり、そだて、いかす、とよなか景観を募集します

応募受付期間
平成28年
（2016年）
5月2日（月）→7月29日（金） 当日消印有効

夢もっと とよなか
市制施行 80 周年

オリジナル
応募者の中から抽選で
100名様にマチカネくん
クオカード（500円分）贈呈!
※発送をもって発表とします

詳しくはホームページをご覧下さい
豊中市　都市デザイン賞　検索
http://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/toshikeikan/design.html

募集対象　市内在住の方以外も応募・投票いただけます。

自身が"いいね!"と感じ、人にも教えたい景観スポットで、次に掲げるものとします。
①豊中市内の施設、建築物、工作物、モニュメント、広告物、史跡、樹木、まちかどに残る遺産等の物件。
②豊中市内の自然、眺望、まちなみ、行事、まつり等のまちの風景。

応募要領

①専用応募用紙、または任意の用紙に必要事項を記入し、写真と共に、郵送、持参、電子メールで応募してください。（はがきや電話、FAXによる応募は不可とします。）
②必要事項（赤字は必須）
タイトル
写真の撮影場所、撮影年月日
応募者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、募集を知った媒体
推薦理由（景観スポットとしてお勧めの点）
市主催の景観に関するイベント等の案内希望の「有・無」
③写真
概ね１年以内に撮影されたもの
サービスサイズからA5判まで（データの場合は1MBまで）のもので２枚以内
※中面下段に応募の際の留意事項を記載しています。

市民投票

①市民投票により選定
投票受付期間は９月10日（土）～11月13日（日）（予定）。応募いただいた写真をタイトル・撮影場所と共に市ホームページに掲載して投票を受け付けます。また、市の施設等で巡回展示し、会場での投票を受付けます。
②発表
得票のあったものを豊中まちなみ市民賞として12月（予定）に公表します。
また、来年１月には、パネル展も開催する予定です。

応募方法

○「豊中市都市デザイン賞」「豊中まちなみ市民賞」それぞれの応募要領に従って、応募してください。
専用応募用紙は豊中市役所、庄内出張所、新千里出張所などの公共施設にて配布。ホームページからのダウンロードも可能です。
○応募受付期間
５月２日（月）～７月29日（金）当日消印有効
○応募先
【郵送】
〒561-8501 豊中市役所都市計画課景観形成係宛
【持参】
受付期間中の平日、午前９時から午後５時の間に、豊中市役所第二庁舎４階 都市計画課景観形成係へ
【電子メール】
E-mail：tstyle@city.toyonaka.osaka.jp

〒561-8501 豊中市中桜塚３丁目１番1号（第二庁舎４階）
豊中市役所　都市計画課　景観形成係
Tel：06-6858-3143
E-mail：tstyle@city.toyonaka.osaka.jp

夢もっととよなか
市制施行80周年

あなたのお気に入りの「まちなみ」「風景」や すてきな「建物」「活動」を紹介して下さい！

建物の色や形、緑を上手に取り入れたものなど、
デザインを工夫した建物等の所有者・設計者の方や、
魅力あるまちづくり活動団体の功績をたたえ表彰します。

有識者が選ぶ！ 豊中市都市デザイン賞

とよなかしとしてざいんしょう【豊中市都市デザイン賞】
デザイン性豊かな建物等や活動の顕彰を通じて、周辺のまちなみ形成への波及効果や、施工者等の意識の高まりにつなげるものです。

第1回（平成5年度）から第7回（平成23年度）までに44件を表彰しました。

建物等（建築物・工作物・広告物）

建築物

第3回（平成9年度）受賞
山路邸

落ち着いた住宅地域に建つ個人住宅。通りの雰囲気を保つために既存樹を活用するほか、前面に開かれた空間を確保するなどの工夫により、良好な表情を作っている建物。

建築物

第5回（平成15年度）受賞
リッツスクエア

能勢街道沿いの共同住宅。能勢街道に合わせてカーブを持たせた壁を道路から後退させ、色調を抑えた「和」様の素材を用いるなど、旧街道の景観へ配慮した建物。

広告物

第3回（平成9年度）受賞
紀の国屋酒店の屋上広告

オリジナルの人形のデザインがおもしろく、市民の愛着や親しみを高めている広告物。

建築物

第6回（平成18年度）受賞
アエレ・カフェ

2つの川が合流する三角地に建つ平屋建ての店舗。色調や看板の林立を抑え周辺環境に調和した建物。

建築物

第2回（平成7年度）受賞
ライフサイエンスセンタービル

千里中央のオフィスビル。アトリウム（屋内公開空地）などのオープンスペースをいかした明るくユニークなデザインの建物。

ちなみに…
※豊中市都市デザイン賞に応募可能な建物等は同時に豊中まちなみ市民賞へも応募可能です。

お手本となる建物等や活動が他の所有者、設計者へのよい刺激となり、周辺のまちなみへの波及効果につながります。

活動

第6回（平成18年度）受賞
豊中ロマンチック街道周辺「地域の魅力・顔づくりプロジェクト」

「花いっぱい運動」による美しく快適な沿道景観・歩行空間づくりや、待ち時間が楽しめるバス・スポット・パーク事業等により、緑や花であふれ、地域住民のふれあいの場として親しまれるまちづくり活動。

第4回（平成12年度）受賞
新千里南町3丁目住宅自治会地区景観協定

千里ニュータウンの良好な住環境を保つため、地区住民が景観協定を結び、次代へまちなみを残そうと取組まれている活動。

ほかのまちにない“個性あふれるまち豊中”をみんなで創ってみませんか？

市民が選ぶ！ 豊中まちなみ市民賞

とよなかまちなみしみんしょう【豊中まちなみ市民賞】
日常生活のなかで、好感を感じる景観を再認識・発見し、多くの人と共有することで、まちへの愛着と誇りの醸成につなげるものです。

おしゃれな景観スポット

「豊中といえばコレ！」という自慢のスポットから

みんなに広めたい
オススメの穴場スポット、

なつかしい景観スポット

何気ない
身近な風景まで

心休まる景観スポット

豊中のまちの魅力を一緒に発掘し、発信・共有しませんか？

【留意事項】

1. 自薦・他薦は不問。1人何点でも応募可。ただし、応募用紙1枚につき1件とします。
2. 応募写真は、誰でも立ち入れる開放された場所から撮影したものに限ります。また、合成写真は不可とします。
3. 応募写真等について、第三者の承諾等が必要となる場合には、応募者の責任において承諾等を得てください。
4. 応募写真は返却しません。
5. 応募写真は、本事業（市民投票、発表・表彰式等）及びこれを活用した関連事業（印刷物やWEB等による情報発信、まちあるき及び、イベント等）において、市が無償で使用できるものとします。
6. 応募用紙に記載された個人情報は、本事業実施のみに使用します。なお、今後、当市の主催する景観に関するイベント等のご案内をご希望される場合は、応募用紙に「案内希望」とご明記ください。
7. 応募内容が、次の不適格事項に該当する（または、そのおそれがある）と市が判断した場合は、通知なく応募を無効とします。
●公序良俗に反するもの。●第三者の著作権、その他の権利を侵害するもの。
●第三者を誹謗中傷するもの。●第三者のプライバシーを侵害するもの。
●営利のみを目的とし、本事業の趣旨にそぐわないもの。●本事業の適正な運営を妨げるもの。